

長野県水産試験場諏訪支場 施設警備業務委託仕様書（案）

この仕様書は、業務の概要を示すものであって、本仕様書に記載されていない事項であっても長野県水産試験場長（以下「委託者」という。）が業務遂行上必要と認めた場合、〇〇〇〇（以下「受託者」という。）は速やかに契約金額の範囲内で業務を実施するものとする。

1 警備対象物件

警備の対象とする物件は、下諏訪町 6188-10 に所在する長野県水産試験場諏訪支場庁舎及び下諏訪町 6337-1 に所在するアユ種苗センター、並びにこれらに付随する機械等の物件、試験飼育魚類及び敷地内とする。

A 諏訪支場（湖浜）

- （１）敷地面積 6,681 m²
- （２）建物面積 742 m²（庁舎、倉庫等）
- （３）試験池等 16 面 479 m²（貯水池、養魚池等）

B アユ種苗センター（湖水端）

- （１）敷地面積 3,350 m²
- （２）建物面積 1,926 m²（アユ飼育棟、アユ飼育ワムシ培養棟、温水池保温ハウス、管理棟等）
- （３）試験池等 1,128 m²（貯水槽、養魚池、人工海水槽、アユ飼育槽、ワムシ培養槽等）

委託者の意図に基づき、上記対象物件の管理運営を円滑に促進するため、上記の警備対象物件に対し盗難、加害、不正、火災、破壊行為等すべての事故の予防と早期発見及び防止に努めるとともに安全を保障することを目的とする。

2 警備業務の内容

警備業務の目的を達成するため、委託者と常に密接な連絡を保ち、次の業務を効果的に実施するものとする。

A 諏訪支場（湖浜） ※配置図①

- （１）支場庁舎内については、職員在庁時以外を警備の対象とし、その実施方法は、機械警備とする。

警備機器の設置は、受託者が警備責任を果たし得る範囲とし、外部から侵入されやすい箇所に必要な警備機器等、少なくとも、リモコン 1 台、熱線式検出器 5 台、マグネットスイッチ 4 個、送信機 1 台を指定箇所に設置し警備を行うこと

① 警備基準時間

原則として、平日は午後 5 時から翌日の午前 8 時 30 分まで、土日祝日は午前 8 時 30 分から翌日の午前 8 時 30 分までとする。ただし火災警報は 24 時間監視とする。

② 機械設備

委託者が設置する機器を除き、巡回警備に必要な各種警備用機械器具は、受託者の専有とする。

- ③ 庁舎内の所要箇所に警備機器等を設置し、警備時間中当該警備機器等により感知される異常の有無を基地局において自動的に受信記録する。

- ④ 警備時間中に異常を受信したときは、待機警備員を急行させ必要な措置を講ずること。なお、受信時から速やかに待機警備員を到着させることができる体制をとること。

- ⑤ 庁舎内に設置した警備機器等の正常な機能を維持するため保守点検を行い、万一機能に異常が生じたときは遅滞なく万全の処置を講ずること。

- ⑥ 警備機器等の設置、撤去は受託者の負担により速やかに行うこととし、委託期間中機械警備の空白期間を生じさせないこと。

また、撤去後の建物等の損傷部分は現状に復帰すること。

- (2) 前記以外については、夜間1回の巡回警備により庁舎の外観及び敷地内の見回りを行うとともに、貯水池の水位を確認すること。

B アユ種苗センター（湖水端） ※配置図②

- (1) アユ種苗センターについては、次のとおり巡回による警備とする。

① 4月1日から4月30日、10月1日から3月31日

全日：午後5時から翌朝午前8時30分までの間に3回の巡回

② 5月1日から9月30日

平日：午後5時から翌朝午前8時30分までの間に2回の巡回

土日祝日：午前8時30分から午後5時までの間に2回の巡回

午後5時から翌朝午前8時30分までの間に2回の巡回

(※巡回の時間帯については、状況に応じ指示するものとする。)

- (2) 前記のほか、ポンプ等の設備については通信による警備とする。

3 警備員

- (1) 警備員は、受託者の規定する制服、名札及び制帽を着用しなければならない。
- (2) 受託者は、警備員を雇用するにあたっては、その全員について身上調査し、責任感が厚く誠実で健康な者をあてるものとする。
- (3) 警備用の鍵は、勤務中の警備員の責任のもとに保管するものとする。
- (4) 警備員は業務遂行中、施錠されていない戸、つけ放しの電灯、火災につながる恐れのある可燃物、不審者、不審物、試験魚類の異常又は事故を発見したときは、適切な処置をとるものとする。
- (5) 受託者は、職務に従事する警備員がその職務遂行上にかかる傷害及び事故に対する保障を行うものとする。
- (6) 受託者は、警備員に対し、入庁機関の所掌事務及び環境目標について教育する機会を設けなければならない。
- (7) 警備員は、地球温暖化防止「長野県職員率先実行計画」に基づき、夜間及び閉庁日の電気使用量及び水道使用量の削減に配慮しなければならない。

4 記録の報告

業務実施状況等については、巡回警備実施状況報告書（別紙）に記入のうえ、翌朝委託者又は委託者の指定する者に報告するものとする。ただし、土日曜、祝日等閉庁日が継続するときは当該継続する日の翌朝に報告するものとする。

なお、重大又は緊急の場合は予め作成した「緊急連絡網」に基づき、直ちに電話連絡によること。

5 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (2) 「緊急連絡網」は、本来の目的以外に使用してはならない。また、関係者以外に漏らしてはならない。

6 その他

疑義が生じた場合は、その都度、委託者・受託者協議するものとする。